

様式第一号

(第1面)

産業廃棄物処理施設使用届出書

平成 年 月 日

都道府県知事 (市長) 堀 達 也 殿

札幌市北区北35条西8丁目1番11号

北日本総業株式会社

代表取締役 塩川喜一郎

電話代757 - 2811番



廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令附則第二条第三項の規定により、関係書類及び図面を添えて、産業廃棄物処理施設の使用について届け出ます。

| | | |
|---------------------------|------------------------------------|--------------|
| 産業廃棄物処理施設の設置の場所 | | 江別市南山178番地27 |
| 産業廃棄物処理施設の種類 | | がれき類の破碎施設 |
| 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類 | | がれき類 |
| ※届出の年月日 | | 年 月 日 |
| 産業廃棄物処理施設の処理能力 | | |
| △産業廃棄物処理施設の処理方式 | | 別紙のとおり |
| △産業廃棄物処理施設の構造及び設備 | | 別紙のとおり |
| △処理に伴い | 臭 | なし |
| 生ずる排水 | 処理方法 (排出の方法 (排出口の位置、排出先等を含む。))を含む。 | なし |
| ※事務処理欄 | | |

(日本工業規格 A列4番)



産業廃棄物処理施設変更許可証

平成24年(2012年)10月9日

住所 北海道江別市角山425番地5
氏名 北日本総業株式会社 代表取締役 相馬 千城

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の6第1項の規定により、変更の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

北海道知事 鈴木 直道



| | | | |
|--|---|------|-----------|
| 許可の年月日 | 平成24年(2012年)10月9日 | 許可番号 | 石環生第2543号 |
| 施設の種別及び処理する産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合はその旨を含む。) | 1. 施設の種別 施行令第7条第7号(廃プラスチック類の破碎施設) 施行令第7条第8号の2(木くずの破碎施設) 2. 処理する産業廃棄物の種類 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず。 | | |
| 設置場所 | 江別市角山225番3 | | |
| 処理能力 | 廃プラスチック類 27.52t/日(8時間)、3.44t/時間 紙くず 23.59t/日(8時間)、2.94t/時間 木くず 43.20t/日(8時間)、5.40t/時間 繊維くず 9.44t/日(8時間)、1.18t/時間 | | |
| 許可の条件 | ***** | | |
| 規則第11条第8項の規定による許可証の提出の有無 | 有 ・ 無 | | |
| 留意事項 | 1. 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2. 計画内容等に変更があった場合は当局に速やかに連絡し、指示を受けること。 3. 施設の使用前検査申請書を提出し、職員検査を受けること。 | | |



産業廃棄物処理施設設置許可証

令和5年(2023年)2月13日

住所 北海道江別市角山425番地5
氏名 北日本総業株式会社 代表取締役 相馬 千城

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定により、設置の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

北海道知事 鈴木 直道



| | | | |
|--|--|------|-----------|
| 許可の年月日 | 令和5年(2023年)2月14日 | 許可番号 | 石環生第3842号 |
| 施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合はその旨を含む。) | 1. 施設の種類 施行令第7条第7号(廃プラスチック類の破碎施設) 施行令第7条第8号の2(木くずの破碎施設) 2. 処理する産業廃棄物の種類 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず。 | | |
| 設置場所 | ・江別市角山177番5 ・札幌市、旭川市又は函館市の区域を除く北海道内一円(工事現場内又は工事と一体的に管理されている産業廃棄物の仮置き場内において、工事の一環として期間を区切って設置する場合に限る。) | | |
| 処理能力 | 廃プラスチック類 103.60 t/日(8時間)、12.94 t/時間 紙くず 147.90 t/日(8時間)、18.49 t/時間 木くず 249.53 t/日(8時間)、31.19 t/時間 繊維くず 54.40 t/日(8時間)、6.81 t/時間 | | |
| 許可の条件 | 1. 施設の移動に当たっては、事業を開始する1週間前までに北海道知事に移動式がれき類等破碎施設使用計画書を提出すること。 なお、施設の移動によって、周辺的生活環境に支障を及ぼすと認められる場合は、計画の変更を指示することがあること。 2. 当該事業が終了した場合は、速やかに北海道知事に移動式がれき類等破碎施設使用終了報告書を提出すること。 | | |
| 規則第11条第8項の規定による許可証の提出の有無 | 存 ・ 無 | | |
| 留意事項 | 1. 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2. 計画内容等に変更があった場合は当局に速やかに連絡し、指示を受けること。 3. 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。 | | |

令和7年(2025年)6月19日 許可証書換交付(代表取締役の変更)(石狩振興局)